

# 一般社団法人京都子どもの音楽教室 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人京都子どもの音楽教室と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を京都市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 「世界の文化首都」を標榜する京都市は、京都市交響楽団を有し、音楽教育の側面からも京都市立堀川音楽高等学校、京都市立芸術大学を設置して多くの優れた人材を輩出し、豊かな文化的土壌を育んできた。その基礎を支えているのが早期教育であり、京都がさらに質の高い音楽文化を発信し、多くの市民がその成果を享受する環境を醸成するために大きな役割を果たすものである。当法人は、幼児期からの人間性に溢れた音楽教育により、知性、情緒、意志力の均衡ある発育を促進し、創造性と同時に、社会性豊かな人格形成に資するための教育手法の研究を行う。音楽の専門家を志す子どもたちはもとより、音楽を学ぶすべての子どもたちを対象に、音楽を愛し、音楽が人生の心の糧になるような、音楽基礎教育を行い、地域の音楽文化の向上に資することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、京都市立芸術大学音楽学部音楽教育研究会京都子どもの音楽教室を運営し、京都市立芸術大学及び京都市立京都堀川音楽高等学校と連携して、次の事業を行う。

- (1) 研究授業の実施
- (2) 演奏会の開催
- (3) 特別研究会の開催
- (4) 公開講座及び公開レッスンの開催
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 社員

(社員の資格の取得)

第5条 当法人の社員は、第3条に掲げる目的に賛同し、教室の理念を共有できる者とする。当法人の社員になろうとする者は、理事会が別に定める規定に従って申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第6条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額の会費を支払わなければならない。

(任意退社)

第7条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、いつでも退社することができる。

(除名)

第8条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第9条 前二条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第6条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

#### 第4章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第18条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第18条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上7名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち2名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第24条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第25条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 会計

(事業年度)

第30条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第31条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第33条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 基金

(基金)

第34条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 抛出された基金は、基金の抛出者と合意した期日まで返還しない。

3 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

4 その他、基金の募集、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会において別途「基金取扱規程」を定め、これに従うものとする。

## 第9章 定款変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第36条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議により、この法人と類似の目的を有する公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により

行う。

## 第11章 附則

(最初の事業年度)

第39条 当法人の最初の事業年度は、法人成立の日から、令和2年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第40条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

京都市西京区大枝沓掛町13番地の6  
設立時社員 公立大学法人京都市立芸術大学

京都市西京区御陵峰ヶ堂町三丁目33番地4  
設立時社員 岸邊百百雄

千葉市中央区長洲1丁目34番4号  
設立時社員 砂原 悟

(定款に定めがない事項)

第41条 本定款に定めがない事項は、すべて「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」その他の法令の定めるところによる。

## 附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。